

## 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	1	0	1	1-1-1	主任技術者	1	1	1	1	0	1	1-1-1	主任技術者	
1	1	1	1	1	1		受注者は、契約書第10条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。	1	1	1	1	1	1		受注者は、契約書第11条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	0	1	1-1-2	監理技術者	1	1	1	2	0	1	1-1-2	監理技術者	
1	1	1	2	1	1		工事請負契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。	1	1	1	2	1	1		工事請負契約書第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	15	0	1	1-1-15	監督職員を経由しない提出書類	1	1	1	15	0	1	1-1-15	監督職員を経由しない提出書類	
1	1	1	15	1	1		契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは次の書類をいう。	1	1	1	15	1	1		契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは次の書類をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	1	1		(1) 契約書第4条の規定による保険証券の寄託	1	1	1	15	1	1		(1) 契約書第4条の規定による保険証券の寄託	
							(2) 契約書第12条第4項の規定による監督職員に対する措置請求								(2) 契約書第13条第4項の規定による監督職員に対する措置請求	諸基準類の改定に伴う修正
							(3) 契約書第33条第1項及び第38条の規定による請負代金額の支払いに係る請求書								(3) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による請負代金額の支払いに係る請求書	諸基準類の改定に伴う修正
							(4) 契約書第35条第1項の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に関わる請求書								(4) 契約書第37条第1項の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に関わる請求書	諸基準類の改定に伴う修正